

社会保障こぼれ話

乳幼児保育手当

——ハンガリア——

ハンガリアでは、乳幼児の世話をする女子労働者に、保育手当が支給されている。1967年に採用されたこの特殊な手当は、いわゆる出産手当や家族手当とも異なるもので、育児のために労働の場を離れた休暇期間中に支給されている。

本来、女子労働者は労働にかんする法律や社会保険で、妊娠および出産時の保護が提供されている。しかし、これらの保護にもかかわらず適切な保育園や託児所を利用できない母親にとって、労働と育児の問題が残されていた。従来では、この問題に対して、母親は余儀なく無給の休暇という手段を用いてきた。かかる手段は、女子労働者を不利な立場に立たせるし、また、労働力の確保や育成の観点から好ましくないとされて、何らかの対策を求めて検討されて

いた。

その検討の結果生れたのが、特殊な保育手当で、被用者であり、しかも、保育園や託児所を利用できない母親は、出産後、子女が2歳6ヵ月となるまで、保育休暇が認められ、その間にこの手当が支給されることになった。

この手当を支給されるのは、工業および農業協同組合に雇用される女子労働者で、出産前における所定の勤続期間により、受給資格が認められる。手当の支給期間は、出産休暇を含めて、最高30ヵ月で、給付は一般の工業労働者で600フォリント、農業協同組合の労働者で500フォリントの定額方式である。なお、この手当は家族手当との併給が認められている。

平石長久（社会保障研究所）

|| 編集後記 ||

日増しに、日も長くなってきた。裸の梢をゆする風は、まだ肌寒いのが、木の芽がふくらむのも遠くない。この第5号が御手許に届く頃には、あちこちから、梅の便りも伝えられることであろう。本誌は、これまでに、読者の寄せられた貴重な御批判や御意見を加えて、反省と検討を重ねてきたが、今後、なお手を加えて、充実を図りたい。本誌をよりよく育てるために、読後の御感想や御意見をお寄せ下さるよう、お願いする次第である。

（平石）

海外社会保障情報 No.5

昭和44年1月31日 発行 非売品

編集兼発行所 社会保障研究所

東京都千代田区霞が関
3丁目3番4号
電話 (580) 2511~3